

## ラリー競技開催規定

- 1) 正式参加受理後のクルーおよび参加車両の変更は認められない。  
ただし、参加者から理由を付した文書が提出され、競技会審査委員会が認めた場合はこの限りではない。
  - 2) 参加クラスの変更を伴う参加車両の変更は認められない。
5. 参加車両に対する整備作業に関する下記の事項
- 1) 整備作業の監督を担当する競技役員名
  - 2) 整備作業を行うことができる場所
  - 3) サービスカーの管理方法
  - 4) 整備作業の範囲
    - (1) タイヤの交換
    - (2) ランプ類のバルブの交換
    - (3) 点火プラグの交換
    - (4) Vベルトの交換
    - (5) 各部点検増締め
    - (6) 上記(1)~(5)以外にオーガナイザーが定める整備作業の範囲

## 第2条 参加車両

1. 本競技に参加できる車両は次の通りとする。
  - 1) 国際格式競技：F I A国際モータースポーツ競技規則付則J項のグループNまたはグループA規定に従った車両  
F I A国際モータースポーツ競技規則地域ラリー選手権規定に従った車両  
ただし、R車両で臨時運行許可証および番号標を有している場合、当該許可における運行目的は当該車両が参加するラリー競技会への参加でなければならず、かつ、運行期間は当該競技会に有効なものでなければならない。
  - 2) 国内格式競技以下：
    - (1) J A F国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に従ったR車両、R J車両、R P N車両、R F車両またはA E車両  
ただし、R車両で臨時運行許可証および番号標を有している場合、当該許可における運行目的は当該車両が参加するラリー競技会への参加でなければならず、かつ、運行期間は当該競技会に有効なものでなければならない。